

秋田県小規模修繕契約希望者登録制度要領

(趣旨)

- 第1 この要領は、秋田県小規模修繕契約希望者登録制度要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、秋田県が発注する小規模修繕の契約等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請期間等)

- 第2 要綱第5条の規定による登録の申請の期間及び要綱第6条の規定による登録名簿への登録の日は、次のとおりとする。

登録の申請の期間	登録名簿への登録の日
1 建設業許可を受けている者 毎月15日までの受け付け	翌月1日
2 建設業許可を受けていない者 毎月25日までの受付 (建築労働組合又は技能組合等の推薦を受けたものに限る)	翌々月1日

- 2 申請書の提出先は秋田県出納局財産活用課とし、持参又は郵送等とする。
なお、建設業許可を受けていない者の申請書は、推薦する建築労働組合又は技能組合等がとりまとめて、毎月25日まで提出するものとする。(様式第1号及び様式第2号を作成し提出のこと。なお、様式第2号については電子データも添付のこと)。

(契約)

- 第3 小規模修繕の契約は、随意契約によるものとし、要綱第6条の登録名簿に登録された者を優先に見積書を徴取するものとする。

(見積書の提出)

- 第4 見積書を提出しようとする者は、契約担当者が指定した日時までに当該見積書を提出しなければならない。郵便により提出する場合は、書留の取扱いによる。
2 見積書に記入する金額は、契約希望額とする。

(見積書の無効)

- 第5 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。
- (1) 同一の修繕について、2以上の見積書を提出した者の見積書
 - (2) 談合その他不正行為により見積りを行ったと認められる見積書
 - (3) 記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない見積書又は首標金額を訂正した見積書
 - (4) 記名押印を欠く見積書

(契約者の決定)

第6 見積りの結果、予定価格の範囲内で最低の金額をもって見積りをした者を契約者とする。

2 契約となるべき同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、契約担当者がくじにて落札者を決定する。

(契約保証金)

第7 小規模修繕の契約に当たっては、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第178条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除する。

(前払金等)

第8 小規模修繕の契約は、前払及び部分払の対象外とする。

(一括下請けの禁止)

第9 契約者は、契約に係る修繕を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。